

広島市 I C T 活用工事実施要領

【土工編】
【舗装工編】

平成30年 5月 1日 制定
令和 2年 4月 1日 改定
令和 2年 8月 1日 一部改定

広島市都市整備局技術管理課

広島市 I C T 活用工事（土工）実施要領

1 目的

本実施要領は、建設現場における生産性向上を目的として、広島市発注の土工に関連する土木工事において I C T を活用する際に必要な事項を定めるものである。

2 I C T 活用工事

2-1 概要

I C T 活用工事（土工）とは、土工の施工プロセスにおいて、以下の（１）～（５）の I C T 施工技術を全て活用する工事である。

- （１） 3次元起工測量
- （２） 3次元設計データ作成
- （３） I C T 建設機械による施工
- （４） 3次元出来形管理等の施工管理
- （５） 3次元データの納品

2-2 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的内容については、次の（１）～（５）及び表－１によるものとする。

（１） 3次元起工測量

起工測量において、次のいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

なお、測量は、伐採後の現況地形において行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K－G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3次元計測技術を用いた起工測量

（２） 3次元設計データ作成

2－2（１）で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

2-2(2)で作成した3次元設計データを用いて、次の1)2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ
- 2) 3次元MCまたは3次元MGバックホウ

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

2-2(3)による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

<出来形管理>

次のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

<品質管理>

次の技術を用いた品質管理を行うものとする。

- 9) TS・GNSSを用いた締固め回数管理技術

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

(5) 3次元データの納品

(4)により確認された3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品を行う。

表-1 ICT活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形 管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、②、③、 ⑧、⑨	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	④、⑤、⑩	
	トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	⑪、⑫	
	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起 工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	⑬、⑭	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	⑮、⑯	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起 工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	③、⑨、⑰、⑱	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起 工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	⑲、⑳	
ICT 建設機械 による施工	3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術	まきだし 敷均し	ブルドーザ	○	○		
	3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)技術	掘削 整形					
	3次元マシンコントロール(バックホウ)技術	掘削	バックホウ	○	○		
	3次元マシンガイダンス(バックホウ)技術	整形					
3次元出来形 管理等の 施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ローラー ブルドーザ	○	○	⑥、⑦	

【凡例】 ○:適用可能、-:適用外

【要領一覧】

- ①空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ②空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ③無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ④地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑤地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑥TS・GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑦TS・GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑧UAVを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院
- ⑨公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準 - 国土地理院
- ⑩地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院
- ⑪トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑫トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑬トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑭トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑮RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑯RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑰無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑱無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑲地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
- ⑳地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)

3 対象工種

I C T活用工事の対象工事（発注工種）は、「土木一式工事」を原則とし、対象工種は、掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工とする。

4 対象区域

土工量 1,000 m³以上の工事区域のうち、受注者から2-2（1）～（5）の全ての段階でI C T施工技術の活用希望があり、I C T活用工事計画書を提出し、発注者と協議が整った工事区域を対象とする。

なお、I C T施工技術の活用に伴う費用については、受注者と発注者の協議により決定する。

5 工事費等の積算

受注者と発注者の協議によりI C T活用工事を実施し、設計変更により費用を計上することとなった場合は、「土木工事標準積算基準書（共通編）土工（I C T）」に基づく積算により設計変更する。

現場条件によって、「土木工事標準積算基準書（共通編）土工（I C T）」に示すI C T建設機械の規格よりも小さいI C T建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積を活用し積算することとする。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりI C T活用工事を実施する場合で、設計変更により費用を計上する場合は、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もりの提出を求め、内容を精査の上、設計変更する。

6 工事成績評価における評価

I C T活用工事を実施し、「工事における創意工夫等実施状況報告書」の提出があった場合は、工事成績評価の監督員の考査項目である「創意工夫」において加点評価するものとする。

7 I C T活用工事に関連する要領、基準類

I C T活用工事の実施に伴い必要となる調査・測量・設計、施工管理、監督・検査、積算についての要領、基準類は、表-2に示す基準等に則り、実施するものとする。

なお、本実施要領の施行以降に要領、基準類の改訂及び新たな基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、I C T活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用を計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、二重管理を求めないものとする。

表－２ 準用する基準等

	番号	基準名称	発行元	本実施要領における取扱い
調査 測量 設計	1	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	左記に準用
	2	公共測量における UAV の使用に関する安全基準	国土地理院	左記を準用
	3	地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	左記を準用
	4	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	左記を準用
	5	3次元設計データ交換標準（案）（同運用ガイドラインを含む）	国土交通省	左記を準用
施工 管理	6	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	7	土木工事数量算出要領（案）（施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）を含む）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	8	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形可否判定総括表）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	10	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	11	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	12	トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	13	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	14	無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	15	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	16	TS・GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
監督 検査	17	地方整備局土木工事検査技術基準（案）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	18	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	19	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	20	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	21	トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	22	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	23	無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	24	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	25	TS・GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	左記を準用
	26	工事成績評定要領の運用について	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用

8 調査等

発注者がICT活用工事の活用効果等に関して調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 8月 1日から施行する。

(工事名:〇〇〇〇工事)

ICT活用工事計画書【土工】

会社名:〇〇〇〇

当該工事において活用する技術について、「採用技術番号」欄に該当施工プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。

施工プロセスの段階	作業内容	採用する技術番号	適用技術番号・技術名
(1) 3次元起工測量			<ul style="list-style-type: none"> ① 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 ② レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーションを用いた起工測量 ④ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ⑤ RTK-GNSSを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑧ その他の3次元計測技術による起工測量
(2) 3次元設計データ作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
(3) ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		<ul style="list-style-type: none"> ① 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術 ② 3次元マシンコントロール(バックホウ)技術 ③ 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)技術 ④ 3次元マシンガイダンス(バックホウ)技術
	<input type="checkbox"/> 盛土工		
	<input type="checkbox"/> 路体盛土工		
	<input type="checkbox"/> 路床盛土工		
	<input type="checkbox"/> 法面整形工		
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		<ul style="list-style-type: none"> ① 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 ② レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーションを用いた起工測量 ④ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ⑤ RTK-GNSSを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑧ その他の3次元計測技術による起工測量
	<input type="checkbox"/> 品質		⑨ TS-GNSSによる締固め回数管理技術(土工)
(5) 3次元データの納品			

注1) ICT活用工事の詳細については、実施要領によるものとする。

広島市 I C T 活用工事（舗装工）実施要領

1 目的

本実施要領は、建設現場における生産性向上を目的として、広島市発注の舗装工に関連する土木工事において I C T を活用する際に必要な事項を定めるものである。

2 I C T 活用工事

2-1 概要

I C T 活用工事（舗装工）とは、舗装工の施工プロセスにおいて、以下に示す I C T 施工技術を全て活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2-2 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的内容については、次の（1）～（5）及び表-1によるものとする。

(1) 3次元起工測量

起工測量において、次のいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の 3次元計測技術を用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

2-2（1）で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

2-2 (2) で作成した3次元設計データを用いて、次の1) 2) に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MCモーターグレーダ
- 2) 3次元MCブルドーザ

※MC：「マシンコントロール」の略称

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

2-2 (3) による工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。

<出来形管理>

次のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、表層については、面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議のうえ、1)～5)を適用することなく、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、(5)によって納品するものとする。表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

(5) 3次元データの納品

(4) により確認された3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品を行う。

表－1 ICT活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形 管理等 施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工事)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	①、②、③	
	トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工事)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	④、⑤	
	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起 工測量/出来形管理技術(舗装工事)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	⑥、⑦	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起 工測量/出来形管理技術(舗装工事)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	⑧、⑨	
ICT 建設機械 による施工	3次元マシンコントロール(モーターグレーダ)技術 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術	まきだし 敷均し 整形	モーターグレーダ ブルドーザ	○	—		

【凡例】 ○:適用可能、△:一部適用可能、—:適用外

【要領一覧】

- ①地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ③地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
- ④トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ⑤トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ⑥トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ⑦トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ⑧地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ⑨地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)

3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、「舗装工事」、「土木一式工事」を原則とし、次の種別に該当する工事とする。

- ・ アスファルト舗装工
- ・ 半たわみ性舗装工
- ・ 排水性舗装工
- ・ 透水性舗装工
- ・ グースアスファルト舗装工
- ・ コンクリート舗装工

4 対象区域

舗装面積（路盤）3,000 m²以上の工事区域のうち、受注者から2-2（1）～（5）の全ての段階でICT施工技術の活用希望があり、ICT活用工事計画書を提出し、発注者と協議が整った工事区域を対象とする。

なお、ICT施工技術の活用に伴う費用については、受注者と発注者の協議により決定する。

5 工事費等の積算

受注者と発注者の協議によりICT活用工事を実施し、設計変更により費用を計上することとなった場合は、「土木工事標準積算基準書（河川編・道路編）路盤工（ICT）」に基づく積算により設計変更する。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を実施する場合で、設計変更により費用を計上する場合は、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もりの提出を求め、内容を精査の上、設計変更する。

6 工事成績評価における評価

ICT活用工事を実施し、「工事における創意工夫等実施状況報告書」の提出があった場合は、工事成績評価の監督員の考査項目である「創意工夫」において加点評価するものとする。

7 ICT活用工事に関連する要領、基準類

ICT活用工事の実施に伴い必要となる調査・測量・設計、施工管理、監督・検査、積算についての要領、基準類は、表-3に示す基準等に則り、実施するものとする。

なお、本実施要領の施行以降に要領、基準類の改訂及び新たな基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、ICT活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用を計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、二重管理を求めないものとする。

表－２ 準用する基準等

	番号	基準名称	発行元	本実施要領における取扱い
調査 測量 設計	1	地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	左記に準用
	2	3次元設計データ交換標準（案）（同運用ガイドラインを含む）	国土交通省	左記を準用
施工 監督 検査	3	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	4	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	5	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票；出来形合否判定総括表）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	6	写真管理基準（案）	国土交通省	左記を準用
	7	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	8	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	9	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	10	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	11	トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	12	トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	13	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	14	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	左記を準用
	15	地方整備局土木工事検査技術基準（案）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	16	既済部分検査技術基準（案）及び同解説	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	17	部分払における出来高取扱方法（案）	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用
	18	工事成績評定要領の運用について	国土交通省	ICT活用工事に関する部分のみ準用

8 調査等

発注者がICT活用工事の活用効果等に関して調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

(工事名:〇〇〇〇工事)

ICT活用工事計画書【舗装工】

会社名:〇〇〇〇

当該工事において活用する技術について、「採用技術番号」欄に該当施工プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。

施工プロセスの段階	作業内容	採用する技術番号	適用技術番号・技術名
(1) 3次元起工測量			① 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ② トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ③ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑤ その他の3次元計測技術による起工測量
(2) 3次元設計データ作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
(3) ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 下層路盤		① 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術 ② 3次元マシンコントロール(モーターグレーダ)技術
	<input type="checkbox"/> 上層路盤		
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		① 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ② トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ③ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑤ その他の3次元計測技術による出来形管理
(5) 3次元データの納品			

注1) ICT活用工事の詳細については、実施要領によるものとする。